

地区市民ホールの使用料について

◆会議室使用料

(単位：円)

施設名		利用区分	使用料
豊ヶ丘地区市民ホール	第1会議室	9時30分から13時	510
		13時から17時	580
		17時から21時30分	660
	第2会議室	9時30分から13時	140
		13時から17時	160
		17時から21時30分	190
諏訪地区市民ホール	1階第1会議室	9時30分から13時	720
		13時から17時	820
		17時から21時30分	920
	1階第2会議室	9時30分から13時	210
		13時から17時	240
		17時から21時30分	270
	2階第1会議室	9時30分から13時	490
		13時から17時	560
		17時から21時30分	630
	2階第2会議室	9時30分から13時	130
		13時から17時	150
		17時から21時30分	170
東寺方地区市民ホール	第1会議室	9時30分から13時	500
		13時から17時	570
		17時から21時30分	640
	第2会議室	9時30分から13時	150
		13時から17時	180
		17時から21時30分	200

◆ピアノ使用料

9時30分から13時	100
13時から17時	120
17時から21時30分	130

お問い合わせ先

豊ヶ丘地区市民ホール 電話 376-3636

諏訪地区市民ホール 電話 373-4666

東寺方地区市民ホール 電話 372-1668